

# 令和7年度佐賀県歯科医師国保組合保険料【月額】

(令和7年4月から一部変更になっています)

## ◎均等割保険料

### ① 0歳から39歳、65歳から74歳 (変更：一律400円増)

単位：円

		甲I種 組合員	乙I種組合員		甲種家族	乙種家族
			勤務医	その他		
保均 險等 料割	医療給付費分 均等割保険料	10,700	12,000	9,500	6,300	4,800
	注)1 後期高齢者支援金分 保 險 料	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
<b>均等割保険料合計</b>		<b>15,300</b>	<b>16,600</b>	<b>14,100</b>	<b>10,900</b>	<b>9,400</b>

### ② 40歳から64歳 (変更：一律800円増)

単位：円

		甲I種 組合員	乙I種組合員		甲種家族	乙種家族
			勤務医	その他		
均 等 割 保 險 料	医療給付費分 均等割保険料	10,700	12,000	9,500	6,300	4,800
	注)1 後期高齢者支援金分 保 險 料	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
	介 護 納 付 金 分 保 險 料	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
<b>均等割保険料合計</b>		<b>20,700</b>	<b>22,000</b>	<b>19,500</b>	<b>16,300</b>	<b>14,800</b>

注) 1 後期高齢者支援金分保険料 …… 後期高齢者医療制度の運営にあたり0歳から74歳の現役世代から後期高齢者支援金分保険料が徴収されます。

### ③ 75歳以上

単位：円

		甲II種組合員 (先生)	乙II種組合員 (従業員)
保均 險等 料割	後期高齢者保健事業分 保 險 料	2,000	2,000
	注)2 後期高齢者事業主負担分 保 險 料	3,000 × ○人	

注) 2 後期高齢者事業主負担分保険料 …… 乙I種組合員(従業員)の人数に応じて保険料を事業主に賦課します。但し、同一診療所で他の甲I種組合員(先生)より所得割保険料をいただいている場合は賦課しません。

## ◎所得割保険料

### 甲I種組合員(先生)

個人事業所は前々年の医業収入額、法人事業所は直近の事業年度の医業収入額に1,000分の8を乗じた額を年額とする。ただし、年額が45万円を超える場合は45万円とする。年度途中加入者(令和5年4月以降新規開設者)は全体の所得割保険料より算出した平均額を賦課する。

この保険料は資格取得日の属する月より徴収し、資格喪失のときは資格喪失日(退職日の翌日)の属する月の前月まで徴収します。